

<景観まちづくり重点地区の指定に向けて>

焼津市景観計画では、市全域を「景観計画区域」とする他、地区レベルできめ細かに建築物等の規制誘導を進めていこうとする地区を住民同意のもと「景観まちづくり重点地区」に指定することを目指しています。(景観まちづくり重点地区に指定した場合、市全域とは異なる地区独自のルールを定めることができます)

現在、以下の2地区では、「景観まちづくり重点地区協議会」を設立し、景観まちづくり重点地区の指定に向けた検討が行われています。

◆浜通り周辺地区◆



景観の現状を確認する協議会委員

◆花沢の里周辺地区◆



意見交換する協議会委員

※景観まちづくり重点地区に指定する場合には、当該地区の住民の皆さんにその旨を周知するとともに、説明の機会を設ける予定です。

●景観まちづくりの推進に向けて

焼津市では、景観まちづくりを推進するために、以下のような取組みを順次実践していきます。

市民・事業者等の意識の醸成

●情報の発信



●教育・学習の推進



その他の取組み

- ・景観誘導の仕組みづくり
- ・優れた景観資産に関する指定制度の創設
- ・功績者表彰制度の創設
- ・シンポジウム等の開催 など

●市民や事業者の皆さんへ

景観は、多様な要素によって創り上げられるものです。そのため、良好な景観づくりのためには、市民の皆さんや地域の皆さん、事業者の皆さん、行政等が互いに協力・連携していくことが重要です。

市民や事業者等の皆さんは、地域の景観形成に関わる主体として、景観計画や景観まちづくり条例の趣旨をご理解いただき、良好な景観づくりのためにご協力をお願いいたします。

景観計画（本編／概要版）や景観まちづくり条例などは、[焼津市ホームページ](#)でご覧になれます。

お問い合わせ | 焼津市役所 都市政策部 都市デザイン課 計画担当
〒425-8502 焼津市本町5-6-1(アトレ庁舎2階) TEL:054-626-2160 FAX:054-626-2184

焼津市景観 まちづくりニュース vol.4

焼津のステキな景色を大切に守り、創り、活かそう!



やいちゃん

「景観まちづくり条例」を制定、 「景観計画」を策定しました！

焼津市では、市内の景観をより良好なものとするために、平成28年度から景観法に基づく「景観計画」の策定と「景観まちづくり条例」の制定に取り組んできました。この度、各種手続きを経て、「焼津市景観まちづくり条例」が制定され、あわせて「焼津市景観計画」が策定されましたので、お知らせいたします。

●景観計画とは

- ・景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるために定める総合的な計画です。
- ・景観計画の区域、景観まちづくりの方針、良好な景観形成のための行為の制限、実現に向けた取組などを定めます。

●焼津市景観計画の構成

焼津市景観計画は、以下のような構成となっています。

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| 第1章 はじめに | 第8章 景観まちづくり重点地区 |
| 第2章 焼津市の概況 | 第9章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 |
| 第3章 本市の景観資源・特性の整理 | 第10章 屋外広告物の表示などに関する事項 |
| 第4章 景観まちづくりに向けた課題の整理 | 第11章 景観重要公共施設の整備に関する事項 |
| 第5章 景観計画の区域 | 第12章 実現に向けた取組 |
| 第6章 景観まちづくりの方針 | 第13章 景観計画の評価・検証 |
| 第7章 良好な景観の形成のための行為の制限 | |



●景観まちづくりの方針

・焼津市では、以下の基本理念と8つの方針に基づき、景観まちづくりを進めていきます。

基本理念

港と海、河川、湧水を軸とした にぎわいと活力ある景観まちづくりの推進

- (1) 水の恵みを活かし、焼津を特徴づける景観をつくる
- (2) 地域景観を磨き、つなぎ合わせることで、市全体の景観向上を図る
- (3) 長期的な視点で景観まちづくりを進める
- (4) 市民、事業者、行政等の協働により景観まちづくりを進める

方針

- 方針1 豊かな水と緑の景観の保全と活用
- 方針2 富士山や伊豆半島などの眺望景観の保全と活用
- 方針3 焼津の歴史文化が薫る景観の保全と活用
- 方針4 にぎわいと活力ある景観の創出
- 方針5 住宅・商業・工業などのまち並み景観の形成
- 方針6 公共施設の景観の向上
- 方針7 良好な景観を阻害する要因への対応
- 方針8 市民協働による景観まちづくり

景観まちづくり条例の制定と景観計画の策定により、 以下のルールが適用されます

※以下のルールは、景観まちづくり条例の施行日(平成31年1月1日)から適用されます。

●大規模な建築物の建築等の際には、法に基づく届出が必要となります！

・大規模な建築物・工作物等は、周囲の景観に大きな影響を及ぼすことから、焼津市全域(景観まちづくり重点地区を除く)において、一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、開発行為等は、焼津市への届出が必要となります。

<届出対象行為の例>

分類	行為の種類	規模・要件
建築物		<ul style="list-style-type: none"> 高さ15m超 延べ面積が1,000㎡以上
工作物	新築、増築、改築、外観の変更	<ul style="list-style-type: none"> 垣、さく、塀、擁壁等 公共用歩廊等／橋梁等 煙突、排気塔等／電柱、街灯等 送電鉄塔等／高架水槽等 コンクリートプラント等／自動車車庫等 貯蔵施設／ごみ焼却場等
		<ul style="list-style-type: none"> 高さ3m超 長さ20m超 高さ15m超 高さ15m超 築造面積1,000㎡以上
地上に設置する太陽光発電設備		<ul style="list-style-type: none"> 設置する区域の敷地面積1,000㎡以上

※届出の対象となる行為や手続きの詳細は、景観計画(本編)等をご確認ください。

●届出が必要な行為を行う際は、景観形成基準に適合する必要があります！

・景観法に基づく届出が必要な行為を行う場合には、「景観形成基準(ルール)」に適合するようにしてください。また、建築物・工作物については、「配慮事項」への配慮をお願いします。

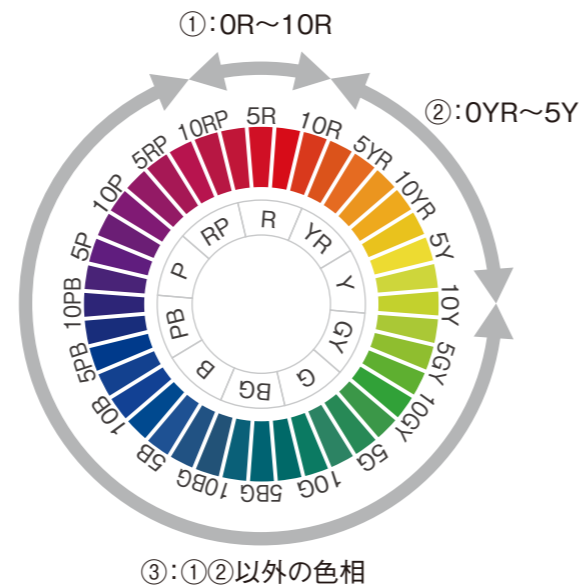
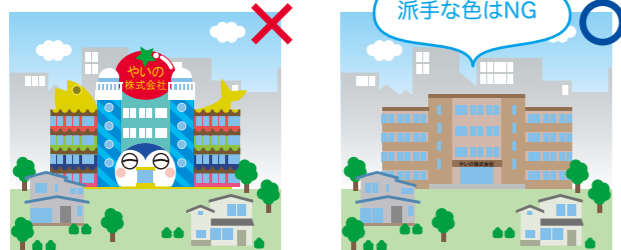
<景観形成基準の例(色彩)>

・建築物や工作物の外観の色彩は、背景となる空や山並み、周囲の景観と調和するよう配慮するとともに、マンセル値において、以下の基準色を使用する。

▼基準色(建築物の外壁、屋根、工作物の外観)

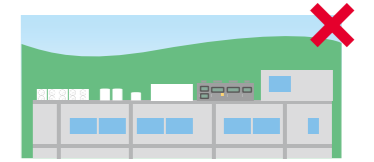
色相	明度	彩度
① 0R~10R	2.0以上	3.0以下
② 0YR~5Y		4.0以下
③ 上記以外の有彩色		2.0以下
④ 無彩色		—

・色数は、全体で5色以内とする。



<景観形成基準の例(建築物や工作物の付属設備等)>

- ・建築物や工作物に付属する設備等は、建築物と一体的な外観とするなど、公共の場所からの見え方を工夫する。
- ・空調の室外機や高架水槽などの設備を建築物や工作物の屋上や周囲に設置する場合には、配置の工夫や囲いで隠蔽するなど、外部から見えないよう工夫する。
- ・建築物や工作物の屋根、屋上、壁面等に太陽電池モジュールを設置する場合は、黒色や濃紺色または、建築物や工作物と一体に見える低明度かつ低彩度、低反射の目立たないものを使用するよう工夫する。
- ・屋外(非常)階段や配管、ダクト、付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないように、配置やデザイン、色彩等を工夫する。



<景観形成基準の例(緑化等)>

- ・敷地内のオープンスペースは、できる限り緑化に努める。
- ・道路等の公共空間との境界部分は積極的に緑化に努める。
- ・公共空間に面する擁壁、柵、塀などは、ツタ等による被覆や植栽などで緑化し、構造物の見えがかりを少なくするよう努める。なお、人工物の柵等を使用する場合には、落ち着いた色彩にするよう努める。
- ・駐車場、自転車置場、物置、設備機械室、ごみ置き場等の付属施設を設ける場合には、できる限り道路等の公共空間から見にくい位置にするよう努める。また、緑化や柵、塀等の設置により修景に努める。
- ・建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努める。
- ・敷地に隣接する河川等の水辺がある場合は、緑化等により、水辺と調和する景観を演出するよう努める。



※景観形成基準や手続きの詳細は、景観計画(本編)等をご確認ください。



届出対象とならない小規模な建築物・工作物等も、市域の景観を構成する要素であることから、市民や事業者等の皆さんは、景観形成基準等に適合するよう配慮をお願いします。

●景観重要公共施設の占用等には、市への届出と基準への適合が必要です

- ・焼津市景観計画では、良好な景観形成にとって重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定することとしています。
- ・このたび、管理者と同意の上、右図の公共施設(道路、河川、海岸)を景観重要公共施設に指定しました。
- ・市民や事業者の皆さんが、これらの景観重要公共施設において占用等の行為を行おうとする場合には、通常管理者への許可申請の他に市への届出と基準への適合が必要となります。

<占用等の許可の基準の例(大井川)>

- ・建築物・工作物は、周辺の自然景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩とする。なお、色彩は国や静岡県などの色彩・デザイン指針、景観ガイドライン等による公共事業における推奨色を使用するよう努める。

※区域や基準、手続きの詳細は、景観計画(本編)等をご確認ください。

